小学校給食非喫食児童給付金支給要綱

（目的）

第１条　この要綱は、八幡市立小学校において、食物アレルギー等の事情により学校給食を喫食することができない児童の保護者を支援するため支給する小学校給食非喫食児童給付金（以下「給付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象期間）

第２条　給付金の対象となる期間は、４月１日から翌年の３月 31 日までの期間とする。

（給付金の支給）

第３条　市長は、次の各号のいずれにも該当する八幡市立小学校に在籍する児童（以下「対象児童」という。）の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）（以下「申請者」という。）に対し、非喫食月数に応じた給付金を支給する。

⑴　対象児童が次のいずれかの理由により学校給食の提供を受けていないこと。

ア　食物アレルギーがあり、八幡市版学校生活管理指導表を提出し、面談した結果、学校給食を喫食しないことが決定したとき。

イ　宗教上の理由、傷病その他学校給食の提供を受けないことが適当であると学校長が特に認めたとき。

ウ　長期の欠席があり、恒常的に学校給食を喫食しない状態が続くとき。

⑵　申請者が学校給食停止届等を学校へ提出していること。

⑶　学校給食停止届等に基づき、学校において学校給食の発注停止が行われていること。

⑷　主食、副食又は牛乳の一部欠食に該当しないこと。

⑸　対象児童が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する教育扶助を受給していないこと。

２　給付金の支給対象月（以下「対象月」という。）は、対象児童について、毎月１日から末日までの期間において、学校給食を喫食しなかった月（８月を除く。）とする。

３　前項の規定にかかわらず、対象児童について、心理的、情緒的、身体的、若しくは社会的要因・背景により、登校しない又はしたくともできない状況その他の事情により学校給食の提供を継続的に受けていないものと市長が特に認めるときは、当該月において学校給食の提供を受けた日が、別に定める日数以内である場合に限り、当該月を対象月とすることができる。

（給付金の額）

第４条　給付金の額は、対象月１月につき 5,200 円（京都府市町村給食費負担軽減交付金において京都府が設定した児童１人の１月あたりの基準額）とする。

（支給申請）

第５条　申請者は、当該年度の２月 24 日（当該日が八幡市の休日を定める条例（平成２年八幡市条例第 13 号）第１条に規定する市の休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに給付金支給申請書により市長に申請しなければならない。

（支給決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、申請者にその結果を通知するとともに、適当と認めた場合は、原則として当該年度の３月 31 日までに給付金を支給するものとする。

（返還）

第７条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、給付金の支給決定を取り消し、既に支給した給付金の全部又は一部を返還請求することができる。

（必要な調査等）

第８条　市長は、給付金の支給を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

２　市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関に対し、支給対象要件の確認に必要な事項について照会することができる。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年７月 31 日から施行し、同年４月１日以後の対象月に係る給付金について適用する。